



## グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

## 2019年第19号

## 今回のテーマ：2019年国税務総局重点税源企業の自主調査（検査）に関する一般大綱

## － 増値税編

近頃、各地の税務局は重点税源となる企業の中から無作為抽出し、調査を行っている。まずは企業の自主調査・自主修正申告から始め、当該期間内では軽減或は税収行政処罰を課さない。しかし、自主調査の期間満了後、税務局自らの調査において、納税者の自主調査が見かけ上のものに過ぎない事が発覚した場合、厳格に処罰される。

我々は、「2019年国税務総局重点税源企業の自主調査（検査）に関する一般大綱」を増値税編・企業所得税編・個人所得税を含むその他の税目編に分けて一般大綱の内容を紹介し、企業が自主調査の方向性を理解し、自主調査が順調に運ぶことを願う。本号では増値税に関する自主調査の大綱を紹介する。

## (一) 仕入増値税額に関する自主調査大綱

検査項目	チェックポイント
取得した増値税専用発票	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕入税額控除した増値税専用発票は真実かつ合法的であるか否か。</li> <li>増値税発票の発行者と資金の受取人が一致しない発票、或いは記載された物品名と実際に入庫した物品名が一致しない発票を税額控除に使用したか否か。</li> </ul>
取得した運送用発票	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕入税額控除した運送用発票は真実かつ合法的であるか否か。</li> <li>増値税非課税項目・増値税免税項目・集団福利または個人消費・非正常損失である物品（役務）・仕掛品・製品に使用された物品（役務）に関連する運送費用の税額を控除したか否か。</li> <li>物品の購入・販売と関係のない運送費用の税額を控除したか否か。</li> <li>国際貨物運送代理業専用発票・国際貨物運送発票を以て税額を控除したか否か。</li> <li>発票発行者と運送側が一致しない発票を税額控除に使用したか否か。</li> <li>項目などの記載が完備していない発票を税額控除に使用したか否か。</li> </ul>
農産物の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定に反する農産物購入統一発票を以て仕入増値税額控除をしたか否か。具体的には、農産物の範囲拡大、非課税農産物(木塊、枕木、製材等)を免税農産物（例えば原木）として発票を発行したか否か。虚偽の農産物購入統一発票(数量・単価・控除税額)を発行したか否か。</li> </ul>
取得した税関輸入増値税専用納付書	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕入税額控除した税関輸入増値税専用納付書は真実かつ合法的か否か。</li> <li>輸入貨物の品種、数量などは実際の生産に使われるものか否か。</li> </ul>
仕入税額控除ができない項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>返品や割引が発生した場合、仕入税額振替をしたか否か。</li> <li>販売数量や販売金額によって取引先から割戻しが発生した場合、仕入税額振替をしたか否か。割戻金をその他未払金・その他未収金などの勘定科目に計上し、或は販売費用と相殺することで仕入税額振替をしない場合があるか否か。</li> <li>簡易方式で税金計算する項目、増値税免税項目、集団福利或は個人消費に用いる物品、役務、サービス、無形資産、不動産の仕入税額を控除していないか。</li> <li>非正常損失である物品及び関連する役務と交通運輸サービスの仕入税額を控除していないか。</li> <li>非正常損失である仕掛品、製品に使用された物品(固定資産を含まない)、役務、交通運輸サービスの仕入税額を控除していないか。</li> <li>非正常損失である不動産及び当該不動産に使用された物品、設計、建築サービスの仕入税額を控除していないか。</li> <li>非正常損失である不動産建設仮勘定に使用された物品、設計、建築サービスの仕入税額を控除していないか。</li> <li>納税者が購入した旅客運輸サービス、融資サービス、飲食サービス、住民日常サービス、娯楽サービスの仕入税額を控除していないか。</li> </ul>

## (二) 売上税額に関する自主調査大綱

検査項目	チェックポイント
売上	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上全額を適時に計上したか。 例えば、現金で回収する売上を計上しない状況が存在するか。規定通りに発票を発行せず、売上を計上しない状況が存在するか。商品交換、商品による債権返済をする場合、売上を計上しない状況が存在するか。発票を発行せずに代金を回収する場合、売上を計上しない状況が存在するか。長期間、売上を認識しない状況が存在するか。他の単位または個人から受け取る水道代、電気代、ガス代を売上に計上しない、もしくは費用と相殺する状況が存在するか。回収すべき売上債権から支払うべき割戻金・その他費用（例えば、リベート、販促奨励金、販売費用、委託販売の手数料など）を差し引いた差額を売上に計上する状況が存在するか。</li> <li>適切ではない赤字発票を発行し、売上を相殺する状況が存在するか。返品・割引など赤字発票の発行及び仕訳は税法規定に基づき適切に処理しているか。</li> <li>代行購入・代行輸入の場合、税法規定に基づき適切に増徴税を納付したか。</li> <li>差額課税の規定は適用不可に関わらず、差額納税方法で増徴税を納付する状況が存在するか。</li> </ul>
対価以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入者側から受取った対価以外の各費用（手数料、手当、資金調達費用、返還利潤、奨励金、違約金、運送積卸費など）を販売金額に加算して納税したか。</li> </ul>
みなし販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家製造或いは委託加工した物品を増徴税免税項目、集団福利又は個人消費（例えば、内設食堂、ホテル、病院、保育園、クラブ、社宅など）に対して、規定に基づき、売上増徴税納付したか。</li> <li>自家製造、委託加工或いは購入した物品を投資、配当、無償寄付、贈与に対して、規定に基づき、売上増徴税を納付したか。</li> <li>購入した原材料の用途を変更した販売に対して、規定に基づき、売上増徴税を納付したか。</li> <li>二箇所以上の機構を有し、統一して会計計算を行っている納税者が、物品を一方の機構から他方の機構に販売するために移送した場合、規定に基づき、売上増徴税を納付したか。ただし、関連機構が同一県（市）にある場合を除く。</li> <li>期限切れの未回収包装物保証金に対して、規定に基づき、売上増徴税を納付したか。</li> </ul>
混合販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>混合販売に対して、規定に基づき、売上増徴税を納付したか。みなし販売に対して、規定に基づき、売上増徴税を納付したか。運輸業務に従事する単位及び個人が、物品を販売すると同時に運輸する混合販売に対して、規定に基づき、売上増徴税を納付したか。</li> </ul>
兼営販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者が異なる税率または徴収率の項目（販売、役務、サービス、無形資産または不動産の販売）を兼営する場合、税率が異なる項目ごとに、販売金額を分けて計算したか。分けて計算する事ができない、もしくは正確に分けられない場合は、所轄税務機関が査定した物品販売金額又は課税役務の売上に基づいて売上増徴税を納付したか。</li> </ul>
免税収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>免税項目（販売、役務など）は税法の規定に合致するか。無断で免税範囲を拡大していないか。免税項目を兼営する場合、正確に免税額、控除できない仕入税額を計算しているか。</li> </ul>
非課税収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者が取得した中央財政補助金は増徴税の非課税収入であり、増徴税を徴収しない。よって、増徴税専用発票を発行してはならない。《中央財政補助金にかかる増徴税に関する公告》（国家税務総局公告 2013 年 3 号）</li> </ul>
納税義務発生時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上を適時に認識せず、増徴税納税義務発生時間を先延ばしていないか。 増徴税納付義務発生時間は次の通りである。</li> <li>課税行為が発生した場合、販売代金を収受した当日、あるいは販売代金請求証憑を取得した当日とする。先に発票を発行している場合、発票発行の当日とする。</li> <li>代金前受方式を採用する建築サービス、賃貸サービス提供の場合、前払金を受領した当日とする。</li> <li>金融商品取引の場合、金融商品の所有権を移転した当日とする。</li> <li>役務サービス、無形資産または不動産のみなし販売の場合、サービス完了当日・無形資産の移転完了当日または不動産所有権変更当日とする。</li> <li>増徴税源泉徴収義務の発生時間は、納税者に増徴税納税義務が発生した当日とする。</li> </ul>
源泉納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>増徴税の源泉納税者として、税法の規定通りに源泉納税を果たしたか。</li> </ul>